

国内クレジット認証委員会御中

## 審査結果概要書

平成 25 年 2 月 15 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

### 1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	飲料製造工場におけるボイラーの更新 (A 重油→都市ガス)
排出削減事業者名	ハルナビバレッジファクトリー株式会社
排出削減共同実施事業者名	一般社団法人低炭素投資促進機構
事業実施場所	本社ハルナ工場 (群馬県高崎市足門町 3 9 - 1)
事業の概要	これまで使用していた A 重油ボイラーを高効率の都市ガスボイラーに更新することにより、エネルギーの使用の合理化を進め、二酸化炭素排出量の削減を図る。
排出削減量の計画	2012 年度 : 2,607 tCO <sub>2</sub> /年 (事業実施期間合計 2,607tCO <sub>2</sub> )
国内クレジット 認証期間	開始日 2012 年 6 月 21 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新

### 2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

### 3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>事業実施サイトの場所：本社ハルナ工場</p> <p>事業実施サイトの視察日付：平成 25 年 1 月 24 日（木）</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを、事業者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>事業実施前の設備が継続使用可能であることを、使用期間が法定耐用年数の 2 倍を超えていないことの確認及び根拠資料の閲覧、事業者へのヒアリングにより確認した。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>本事業の投資回収年数については、純投資額にて算定しており、入手した根拠資料、質問及び検算により投資回収不能であることを確認した。投資回収年数計算の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p> <p>本排出削減事業者は、環境への貢献を全社的に推進しており、2003 年より環境会計を導入するなど、環境への意識が高い。国内クレジット制度を活用することによって CO2 削減という更なる環境への貢献が可能となることから本事業の実施に至ったことを確認している。投資回収が不可能という中で、投資に踏み切ることには大変な経営判断であったが、環境負荷の低減を重要視し、また少しでも投資回収に寄与できればとの判断があったことを確認している。</p>
自主行動計画に参加していない者により行われること	<p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問、関係者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることを確認した。</p>

<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>本排出削減事業は、承認排出削減方法論 001 に基づき排出削減量を計算しており、また、其々の方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p><b>【方法論番号 001 ボイラーの更新】</b></p> <p>適用条件 1 については、既存 A 重油ボイラーよりも高効率の都市ガスボイラーへ更新することを、関連資料の閲覧及び排出削減事業者へのヒアリングにより確認した。</p> <p>適用条件 2 については、既存設備を継続して利用可能であることを、既存設備の使用期間が法定耐用年数の 2 倍を超えていないことの確認や関連資料の閲覧、排出削減事業者へのヒアリングにより確認している。</p> <p>適用条件 3 については、生産した蒸気は工場内で自家消費していることを、現地審査時の目視及び排出削減事業者へのヒアリングにより確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間について、法定耐用年数の 2 倍を超えておらず、継続して利用可能であったことを関連資料の閲覧及び排出削減事業者へのヒアリングにより確認している。</p>
----------------------------	---

上記の詳細については、別紙「排出削減事業の要件についての確認事項一覧」を参照すること。

#### 4. 特記事項

特になし。

以上